

出雲農林高等学校における
「学校いじめ防止基本方針」

平成27年4月作成

生徒指導部

1 学校いじめ防止基本方針

「いじめは、どの生徒にも起こりうる」「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめめる側が悪い」という基本認識に立ち、本校生徒が、安心・安全かつ明るく元気に学校生活を送ることができる学校を目指すために、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義（法第2条参照）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止のための基本的な考え方

- ・学校内にいじめを許さない雰囲気を作る
- ・生徒・教職員の人権感覚を高める
- ・生徒間、生徒教員間に温かな人間関係を築く
- ・いじめを早期に発見し、早期に解決する

(3) いじめの具体例

悪口を言う・あざける、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、壁や掲示物・ネット上などでの誹謗中傷の書き込みや落書き、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り、所有物・使用物等を隠す・壊す・取り上げる

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめ防止の該当組織

(生徒育成委員会)

座長は生徒指導部長

構成員

教頭、農場長、生徒指導部長、教務部長、健康相談部長、人権同和教育主任、特別支援教育コーディネーター、学科長、各学年主任、養護教諭、SC

その他校長及び教頭が必要と認めた者（担任、部活動顧問等）

活動内容(定期的に会議を開催)＜別紙参照＞

- ・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画・立案

報告経路

①学年会→生徒育成委員会→職員会議（情報共有）

②生徒指導部→生徒育成委員会→職員会議（情報共有）

(2) いじめ発生時の組織的対応

いじめ対策の該当組織

いじめ対策委員会

構成員

教頭、生徒指導部長、当該担任、教務部長、健康相談部長、人権同和教育主任、特別支援教育コーディネーター、当該学科長、当該学年主任、養護教諭、SC

その他校長及び教頭が必要と認めた者（部活動顧問等）

いじめ認知報告

調査方針・方法等の決定

目的、優先順位、担当者・期日等

調査・事実関係の把握

①報告経路（軽微で早期に収束されると思われるもの）

いじめ認知→生徒指導部長→いじめ対策委員会→学年会・生徒指導部・当該学科

②報告経路（懲戒は伴わないが職員会にて協議、対応すべきもの）

いじめ認知→生徒指導部長→いじめ対策委員会→学年会・生徒指導部・当該学科→職員会議（情報共有）

③審議経路（懲戒対象内容）

いじめ認知→生徒指導部長→いじめ対策委員会→生徒指導委員会（指導原案作成）→職員会議（審議）

指導方針の決定、指導体制の確立

指導、支援の対象と具体的な手立て

・特定（被害生徒・保護者、加害生徒・保護者）※懲戒

・全体（全校、学年、クラス）

いじめ解決への指導・支援

継続指導・経過観察

(3) 事態収束の判断

被害生徒がいじめ解消を自覚

関係生徒との関係が良好な状態

報告経路

当該クラス・部活等→いじめ対策委員会→職員会議（情報共有）

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大切である。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業・生活指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高め、互いを思いやる集団作り
(クラス活動・生徒会活動・委員会活動・部活動・学校行事等)
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
(学習評価・授業評価・授業互見による授業内容の向上)
- ・ボランティア活動・奉仕活動の充実
(全校ボランティア・高松地区清掃奉仕活動等)

(2) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施 (S C 来校時、各学期生徒面談・保護者面談の活用)

(3) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚 (学校人権教育活動計画に基づく諸活動)
- ・講演会等の開催 (人権教育講演会)

(4) 情報教育の充実

- ・情報教育 (情報科目) におけるモラル教育の指導

(5) コミュニケーション教育の充実 (チャレンジショップ・ファミマ連携事業・農業祭等)

- ・農業教育としてのコミュニケーション教育の充実

(6) 農業教育として命を大切にす教育の推進

(7) 保護者との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知

5 いじめの早期発見

いじめ問題解決の基本は、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「発生時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

(3) いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

(4) 教室でのサイン

教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

- (5) 家庭でのサイン
 - ・家庭内でのサイン例を示し、サインが見られたら学校との連携が図れるよう保護者に伝えておく。
- (6) 相談体制の整備
 - ・相談窓口の設置・周知（ＳＣの活用）
 - ・面談の定期的実施（ＳＣ来校時、各学期生徒面談・保護者面談の活用）
- (7) 定期的調査の実施
 - ・アンケートの実施（ＱＵ）
- (8) 情報の共有
 - ・報告経路の明示・報告の徹底（学年会→生徒育成委員会または生徒指導部会）
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・入学時・進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

②いじている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し、少しでも安心感を与えられるようにする。

②いじている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携（こども安全支援室）

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携（生活安全課、警察OB）

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携（児童相談所、民生委員）

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携（S C、学校医、専門医）

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリングや保護者の見守りについて、入学時オリエンテーション、PTA総会、情報モラル講演会、学校配布物で啓発

②情報教育の充実

- ・情報教育（農業科目）におけるモラル教育の指導

③ネット社会についての講話（防犯）の実施（教職員・生徒・保護者）

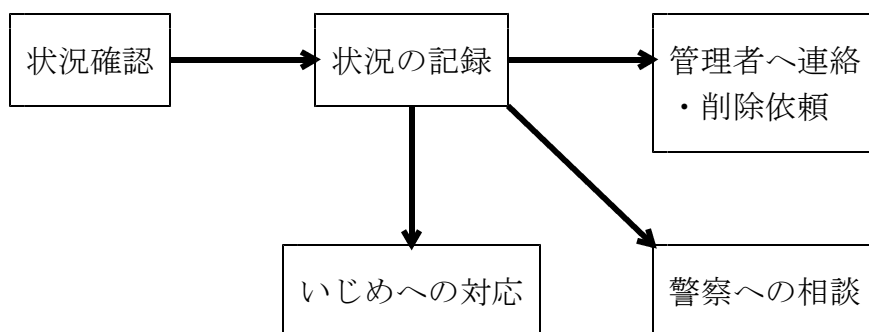
- ・情報モラル教育講演会の実施

(3) ネットいじめへの対応

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

②不当な書き込みへの対応



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合

- ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。
- ③生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合。
- ・重大事態について事実関係が明確にされていない段階であっても、その疑いがある場合は「重大事態」として対処する。
 - ・学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- (2) 重大事態時の報告・調査協力（基本的な対応）
- 学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。
- ①重大事態の発生報告書を教委経由で知事に提出する(様式は県教委で作成)。
 - ②校内に調査のための組織を立ち上げ、調査に着手する。
 - ③県教委は調査組織に参画し、必要に応じて専門家を派遣する。
 - ④重大事態に至らない事案については学期ごとにまとめて件数等を報告し、重大事態については、その都度報告をする。

参考資料

「高等学校における『学校いじめ防止基本方針』（私案）野島忠夫（栃木農業高校校長）」
（国）いじめ防止基本方針策定協議会（第4回）委員提出資料（2013年9月20日）
生徒指導リーフ増刊号「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（国立教育政策研究所）
上記資料を、出雲農林高校の実態に合わせ、加筆・修正・削除して作成